令和８年１１月１６日
岡　山　労　働　局

第５２４回岡山地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は下記の要領によりお申込みください。

記

1　日　　時　　令和８年１２月１日（火）　１５時３０分～
2　場　　所　　岡山市北区桑田町１－３６　岡山地方合同庁舎　３階会議室
3　議　　題　　特定最低賃金改正決定の必要性の有無等について
4　傍聴人員　　若干名
5　要　　領
(1)　傍聴を希望される方は、来庁、郵送又は電子メールで申し込みください。
来庁の場合は傍聴人名簿に、郵送又は電子メールで申込みの場合は、傍聴を希望される会議の名称、開催日、時間、場所、住所、氏名、電話番号及び所属をご記入のうえ、下記の宛先までお申込みください。
お申込み締切りは 令和８年１１月２５日（水）１７時１５分（必着）です。
申込み先　　〒700-8611
岡山市北区下石井１－４－１　　岡山第２合同庁舎
岡山労働局労働基準部賃金室　宛
電子メールアドレス　chinginshitsu-okayamakyoku@mhlw.go.jp
(2)　傍聴人員に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。当選された方に対しては、通知書でお知らせいたします。
(3)　当日は、審議会開始１０分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
(4)　なお、事前にご応募いただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることがわかるものをお持ちください。
6　その他
(1)　傍聴される場合には、遵守事項を厳守してください。
(2)　駐車場が狭いため、お車はご遠慮ください。
(3)　車椅子をお使いになられる方はその旨お申込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がおられれば、その方のご氏名もお書き添えください。

担当：岡山労働局労働基準部賃金室　TEL　０８６（２２５）２０１４

審議会傍聴にあたっての遵守事項

1　所定の傍聴席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。

2　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

3　携帯電話、スマートフォン等音の出る機器は、電源を切るか、マナーモードに設定してください。

4　写真撮影やビデオカメラ・ＩＣレコーダー等の使用はご遠慮ください。

5　静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。

6　審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手等をすることはできません。

7　プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。

8　ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。

9　銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。

10　感染症の拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。
　なお、マスクの着用については個人の判断に委ねることとします。
・会議室の入り口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒に御利用ください。
・発熱等の風邪症状がある方は、傍聴をお控えください。

11　その他、会長、専門部会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う方については、主宰者は、その者を退場させることがあります。

岡山地方最低賃金審議会